

社会保険

# ひょうご

2010

4

April

発行／財団法人兵庫県社会保険協会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

- 特集**
- 健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書は日本年金機構ホームページからとり出せますのでご利用ください
  - 国民年金の学生納付特例制度のご案内
  - 国民年金第3号届出及び種別変更届の提出について
  - 平成22年度生活習慣病予防健診(特定健康診査)のご案内
  - 平成22年度協会事業のご案内



(神戸市：花時計)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」みなさんに回覧しましょう

<http://www.hyougo-shahokyo.or.jp>





# 健康保険 厚生年金保険 適用関係届書・申請書は 日本年金機構ホームページから とり出せますのでご利用ください



## ■ご利用の手順

- 1 日本年金機構 **検索** クリック
- 2 事業主の方はこちら **クリック**
- 3 申請・届出手続き案内の **健康保険・厚生年金適用関係手続** **クリック**

## ■日本年金機構ホームページからとり出せる主な届書・申請書

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届書
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届総括表
- ・被保険者住所変更届・国民年金第3号被保険者住所変更届
- ・被保険者氏名変更(訂正)届
- ・被保険者生年月日訂正届
- ・年金手帳再交付申請書

※「被保険者賞与支払届」については、年金事務所にお問い合わせください。

## ■日本年金機構からとり出せる適用関係書類は、「日本年金機構兵庫事務センター」へ直接郵送により提出できます。

### 書類送付先

〒651-0087  
神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9F  
日本年金機構兵庫事務センター

※日本年金機構兵庫事務センターでは事務処理を専門に行っていますので、ご不明な点については各年金事務所へお問い合わせください。

# 国民年金の学生納付特例制度のご案内

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。承認期間は原則、申請された年度の4月からその年度の3月までです。

## 対象者

### 20歳以上の学生で、前年の所得が一定基準以下(\*)の方

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上の場合に限る)に在学する学生。また、前記以外の教育施設でも学生納付特例の対象校になる場合があります(看護学校など)。なお、夜間部、定時制および通信課程の学生も対象となります。

(\*) 前年所得が118万円以下(学生に扶養親族等があれば加算されます)

## メリット

- 学生納付特例承認期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の要件を満たしていれば「障害基礎年金」または「遺族基礎年金」が受けられます。
- 学生納付特例期間から10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます(追納)。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが年金額には反映しませんので将来満額の年金を受けるためにも保険料の追納をお勧めします。ただし、追納される場合の保険料には、学生納付特例を受けた当時の保険料に一定の加算額(2年以内に追納する場合を除く)が上乗せされます。

## 申請方法

- ① 手続きは  
住民票のある市区町村の国民年金担当窓口で「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入して申請してください。
- ② 手続きに必要なもの
  - 学生証(コピー可) または在学証明書等
  - 年金手帳
  - 印鑑(本人自ら署名する場合は、不要です)
- ③ 承認期間  
原則として申請した年度の4月から翌年3月までです。  
※申請が却下された場合は国民年金保険料の納付が必要になります。
- ④ 学生納付特例は前年の所得を基準としていますので、学生の間は年度ごとに毎年申請をしてください。  
※なお、郵送でも申請できます。ご不明な点については、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 国民年金第3号届出及び種別変更届の提出について

国民年金第3号被保険者(下表参照)になったときの届出(「国民年金第3号被保険者届」略称「第3号届出」)は、健康保険の「被扶養者(異動)届」と一緒に、配偶者の勤め先の事業主等が年金事務所に届け出ることになっています。次の場合には、必ず「第3号届出」を行うことになっています。

- ① 配偶者の就職などで健康保険の被扶養配偶者となったとき
- ② 婚姻によって健康保険の被扶養配偶者となったとき
- ③ 健康保険の被扶養配偶者が20歳になったとき
- ④ 配偶者がパート年収の減少、退職等で健康保険の被扶養配偶者となったとき

\*第3号被保険者であった人が、被扶養配偶者でなくなったときは、第1号被保険者にかかわるための届出を本人が市区町村役場で行うことになっています(種別変更届)。



国民年金第1号被保険者	自営業者・学生などで日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方
国民年金第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金の上記の3種類のいずれかの被保険者となり、年金制度に加入することが義務づけられています。



# 平成22年度 生活習慣病予防健診(特定健康診査)のご案内

「特定健康診査(特定健診)」を受けましょう!

生活習慣病の中でも、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの有病者やその予備群が増加傾向にあり、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群とをあわせた割合は、男女とも40歳以上で高く、男性では2人に1人、女性では5人に1人という割合に達しています。  
「協会けんぽ」では、40歳以上75歳未満の加入者を対象としたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」・「特定保健指導」の実施が、保険者に義務付けられたことに伴い、加入者(本人)の方を対象とした「生活習慣病予防健診」とあわせて加入者(家族)の方を対象とした「特定健康診査(特定健診)」の健診事業を積極的に展開しております。  
ご自分の健康状態を知り、生活習慣病の予防・改善を図るためにも特定健診を受けましょう。

## 加入者(本人)の方の生活習慣病予防健診

●35歳以上75歳未満の方が受診できます。

なお、40歳から74歳までの方は生活習慣病予防健診を受診すると、特定健康診査を受診したことになり、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、特定保健指導を受けることができます。

### 一般健診

(特定健康診査項目を含む)

#### 主な検査項目

●問診・診察・身体計測(腹囲など) ●視力・聴力測定 ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査 ●血液一般検査 ●血糖検査 ●尿酸検査 ●血中脂質検査 ●肝機能検査 ●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査 ●心電図検査など

(注)胃部レントゲン検査に代えて、胃内視鏡検査を実施する場合があります。

#### 受けられる方

35歳以上75歳未満の被保険者の方  
S11.4.2~S51.4.1に生まれた方  
※S10.4.2~S11.4.1に生まれた方は、75歳の誕生日の前日まで受診できます

#### 本人の費用負担

最高6,843円を負担

健診費用は健診機関によって異なることがあります。

### 付加健診

(一般健診に追加して受診できます)

#### 主な検査項目

●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査(血小板数、末梢血液像) ●生化学的検査(総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH) ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査

#### 受けられる方

一般健診を受診する方  
①40歳の被保険者の方  
S45.4.2~S46.4.1に生まれた方  
②50歳の被保険者の方  
S35.4.2~S36.4.1に生まれた方

#### 本人の費用負担

最高4,583円を負担

### 肝炎ウイルス検査

(過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除きます)

#### 主な検査項目

●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査  
プライバシーに配慮して、本人自身が健診実施機関に直接申し込みます。

#### 受けられる方

①一般健診を受診する方  
②一般健診においてGPT値が36以上であった方

#### 本人の費用負担

最高595円を負担

### 乳がん・子宮がん検診

(一般健診に追加して受診できます)

#### 主な検査項目

乳がん検診 ●問診・視診・触診 ●乳房エックス線検査  
子宮がん検診 ●問診 ●細胞診  
※健診機関によっては一般健診とは別の医療機関での検診となる場合があります。

#### 受けられる方

一般健診を受診する40歳~74歳の女性の被保険者で、今年度中に偶数年齢になる方  
40歳 S45.4.2~S46.4.1に生まれた方  
42歳 S43.4.2~S44.4.1に生まれた方  
44歳 S41.4.2~S42.4.1に生まれた方...等 40歳以上2歳刻み  
※40~48歳の方と50歳以上の方で費用負担額が異なります。

#### 本人の費用負担

50歳以上:最高1,666円負担/40~48歳:最高2,240円を負担  
※上記の金額は乳がん、子宮がん検診の両方とも受診した金額です。  
乳がん検診のみ追加する場合は上記の金額から最高630円を引いた額。  
子宮がん検診のみ追加する場合は最高630円を負担

### 子宮がん検診

(単独受診も可能です)

#### 主な検査項目

●問診 ●細胞診

#### 受けられる方

20歳~38歳の女性の被保険者で今年度中に偶数年齢になる方  
20歳 H2.4.2~H3.4.1に生まれた方  
22歳 S63.4.2~H元.4.1に生まれた方  
24歳 S61.4.2~S62.4.1に生まれた方...等 20歳以上2歳刻み  
※36歳、38歳の方で一般健診を受けられる方は一般健診と併せて受診することもできます。

#### 本人の費用負担

最高630円を負担



## 加入者(家族)の方の特定健康診査

●40歳~74歳の加入者(家族)の方が受診できます。  
受診の際は、「特定健康診査受診券」と「保険証」をご持参ください。

### 検査項目と費用

基本健診(全員が受診)

項目	内容
診察・問診	服薬、喫煙の有無を伺います
身体計測	身長、体重、腹囲を測定し、BMI(身長・体重から計算する指数)を算出します
血圧測定	1回または2回測定します
血液検査	血糖、血中脂質、肝機能を検査します
尿検査	尿中の糖・たんぱくを検査します

自己負担額=基本健診料-保険者負担額(5,400円)

※健診料は受診される健診機関により異なります。受診される健診機関にご確認ください。

詳細健診(医師の判断による追加)

項目	内容
貧血検査	過去に貧血があったり、健診の際に医師の診察で貧血が疑われる方に行います
心電図検査	前年度の健診の結果等において、血糖・脂質・血圧及び腹囲等全てについて一定の基準に該当する方に行います
眼底検査	

自己負担額=詳細健診料-保険者負担額(3,400円)

### 「特定健康診査受診券」の受取方法

#### 加入者(本人)の事業所から受け取ることが出来る方

平成21年12月末までに加入者(家族)の手続きが完了していた方は、加入者(本人)の事業所に「特定健康診査受診券」が郵送されます。事業主様は、配布にご協力願います。

#### 従来通り申請していただくことで受診券が発行される方

・平成22年1月以降に加入者(家族)になられた方。  
・受け取った「特定健康診査受診券」と現在の保険証番号が違う方。  
(但し、現在加入の保険も協会けんぽである方。)  
※特定健康診査受診券申請書はホームページから印刷いただくか、全国健康保険協会兵庫支部保健グループへお問い合わせください。

協会けんぽ

検索

「保健サービス」→「申請書」→「特定健康診査受診券申請書」



# 平成22年度協会事業のご案内

平素は当協会の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今年度もみなさまのご要望に沿った事業展開をまいりますので、お役立てください。

## ●広報事業

### 「社会保険ひょうご」の毎月発行

日本年金機構及び全国健康保険協会と密接に連携を図り、会員のみなさまの必要情報を掲載していきます。



### ホームページによる広報

今年度からより充実したものにバージョンアップし、実務講習会、各施設の申込書もとりだせます。



### 2010年度版協会のごあんない、パンフレット等の発行

契約宿泊施設の補助等の詳しい事業内容を掲載しております。  
5月会費請求書に同封いたします。



## ●制度説明事業

### 社会保険に関する図書・パンフレットの配付 実務講習会：県下5会場（5月は6会場）

平成22年度講習予定は下表のとおりです。  
会場借受等の関係でご要望に添えない設定もありますが、今後もいただいたアンケートを参考に、できる限りみなさまのご要望に添ったものをご提供いたします。内容については募集時に再度掲載いたしますのでご希望の講座をお選びください。

#### 〈開催予定表〉

開催月	開催時間	講習内容	
5月	13:30~16:30	適用関係	算定基礎を主に関連届
7月	13:30~16:30	新任事務担当者 新規適用事業所	適用関係を中心に、 健康保険給付
9月	10:00~16:00	健康保険給付全般	
11月	13:30~16:30	適用関係	月変・被扶養者届等 ポイントを絞って詳細に
1月	13:30~16:30	新任事務担当者 新規適用事業所	適用関係を中心に、 健康保険給付
3月	10:00~16:00	年金給付全般	

## ●健康啓発等事業

	実施月
ボウリング	10月~1月
健康ハイク	10月
健康関連セミナー	3回程度開催予定

## ●福利厚生事業

※協会会員であり、その年度の協会費の納入が必要です。  
利用開始月の2ヵ月前に当誌に掲載いたしますのでご覧のうえ、ご応募ください。

	ご利用月
日帰り温泉	4月~3月
潮干狩り	4月~6月
海釣り公園	5月~12月
海の家	7・8月
水族園	7月~11月
プール	7月~11月
ぶどう狩り	8・9月



## ■契約宿泊施設 ※協会会員であり、その年度の協会費の納入が必要です。

施設名	所在地	電話番号
みのたにグリーンスポーツホテル	神戸市北区	078-581-1851
古泉閣	神戸市・有馬温泉	078-904-0731
グリーンピア三木	三木市	0794-83-5211
舞子ピラ神戸	神戸市垂水区	078-706-3711
朝野家	美方郡湯村温泉	0796-92-1000
銀波荘	赤穂温泉	0791-45-3355
浜坂温泉保養荘	美方郡浜坂温泉	0796-82-3645
健康保険瀬波保養所 松風荘	新潟県村上市瀬波温泉	0254-53-3086
淡路島 海上ホテル	南あわじ市福良	0799-52-1175



ホテル法華倶楽部グループ	所在地	電話番号
ホテル法華倶楽部 札幌	北海道札幌市中央区	011-221-2141
ホテル法華倶楽部 函館	北海道函館市	0138-52-3121
ホテル法華倶楽部 仙台	宮城県仙台市青葉区	022-224-3121
ホテル法華倶楽部 新潟長岡	新潟県長岡市	0258-30-3151
ホテル法華倶楽部 藤沢	神奈川県藤沢市	0466-27-6101
ホテル法華倶楽部 京都	京都府京都市下京区	075-361-1251
ホテル法華倶楽部 大阪	大阪府大阪市北区	06-6313-3171
ホテル法華倶楽部 広島	広島県広島市中区	082-248-3371
ホテル法華倶楽部 福岡	福岡県福岡市博多区	092-271-3171
ホテル法華倶楽部 熊本	熊本県熊本市	096-322-5001
ホテル法華倶楽部 大分	大分県大分市	097-532-1121
ホテル法華倶楽部 鹿児島	鹿児島県鹿児島市	099-223-0551
ホテル法華倶楽部 沖縄・新都心	沖縄県那覇市	098-860-6611
ホテル法華イン日本橋	東京都中央区	03-5643-3211
ホテル法華イン八丁堀	東京都中央区	03-3537-7711

次のページに続きます。

城崎温泉	所在地	電話番号
西村屋ホテル招月庭	豊岡市城崎町湯島	0796-32-3535
ときわ別館	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2814
つちや	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2045
西村屋本館	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2211
千年の湯 古まん	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2331
まんだらや	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2321
つたや	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2511
泉 都	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2521
城崎荘	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2193
安田屋旅館	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2153
大和屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2018
ゆとうや	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2121
小林屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2424
山本屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2114
やなぎ荘	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2911
しのめ荘	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2411
富士見屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2624
月のしづく	豊岡市城崎町湯島	0796-32-3120
おけ庄	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2058
きのさきの宿 緑風閣	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2834
油 屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2111
みつわ	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2451
赤石屋	豊岡市城崎町湯島	0796-32-3333
城崎観光ホテル 東山荘	豊岡市城崎町湯島	0796-32-3315
川口屋城崎リバーサイドホテル	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2611
あさざり荘	豊岡市城崎町湯島	0796-32-2921
大西屋 水翔苑	豊岡市城崎町桃島	0796-32-4571
水 明	豊岡市城崎町今津	0796-32-3338

### ●社会保険委員会への支援

- 各種事業を実施するにあたっては、社会保険委員会と連携し、あるいは一体となって活動するとともに、社会保険委員会の事業に対して協力をを行い、共に社会保険事業の円滑な運営を行っています。

### ●年金受給者協会への支援

社会保険制度の元被保険者であった年金受給者が組織し、年金受給者の福利厚生及び年金制度の普及発展を目的に活動している年金受給者協会を支援し、共に社会保険事業の円滑な運営を行っています。

